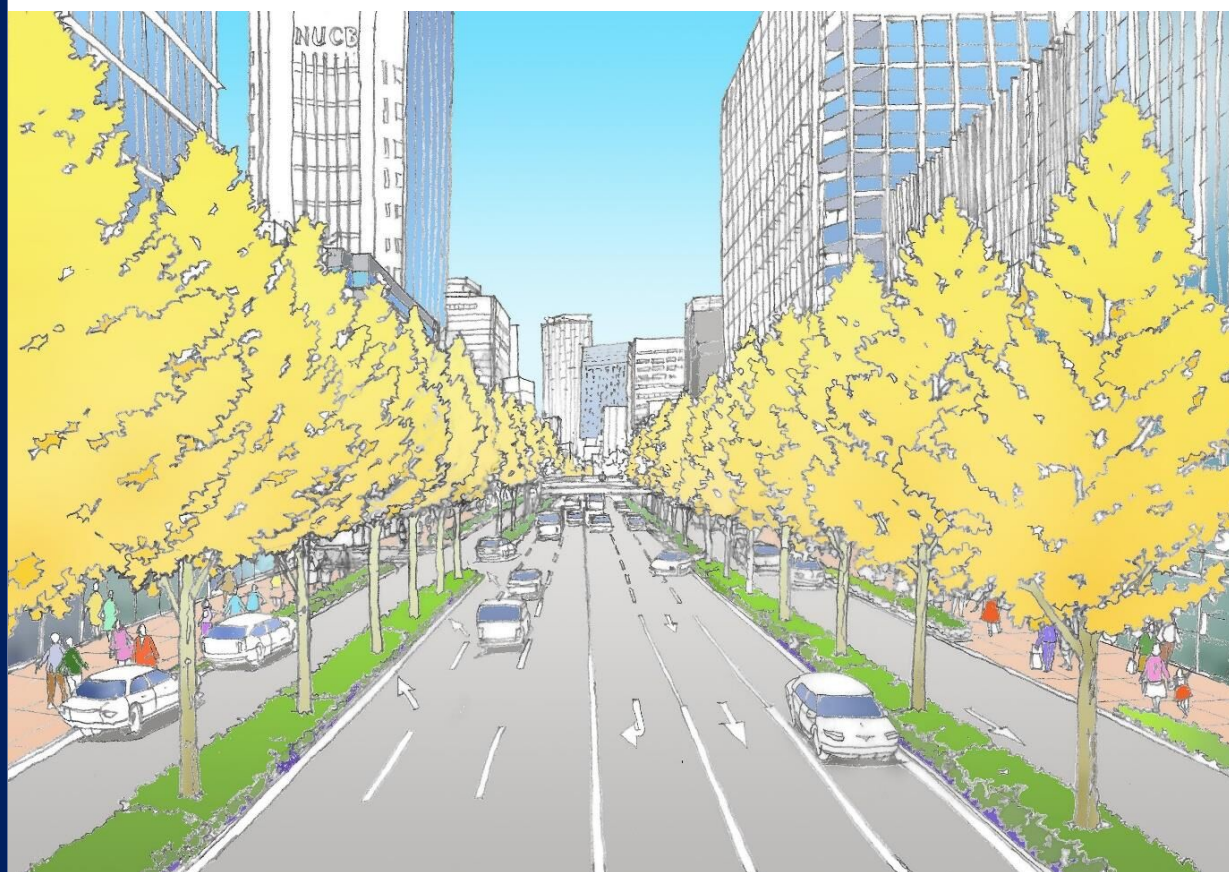


名古屋市 第2期街路樹再生 なごやプラン

～次世代へつなぐ持続可能な街路樹づくり～

令和8年度から令和12年度まで



令和7年10月
名古屋市

目 次

第1章	はじめに	1
1	策定の背景	1
2	目的及び位置づけ	2
3	計画期間	3
第2章	街路樹再生の取り組み	4
1	街路樹再生の経緯	4
(1)	街路樹再生に向けて	4
(2)	街路樹再生指針	5
(3)	街路樹再生なごやプラン	6
2	街路樹再生なごやプランの実績と効果検証	7
(1)	実績	7
(2)	検証	15
3	市民意見の反映	21
(1)	街路樹再生に対する意見	21
(2)	街路樹の維持管理に対する意見	24
第3章	第2期街路樹再生なごやプラン	25
1	あるべき姿	25
2	方針	26
3	目指す効果	27
4	進め方（並木の評価）	30
5	取組手法	33
(1)	更新	33
ア	道路空間と調和した街路樹への更新	33
イ	市民や地域に親しまれている並木道の更新	36
ウ	市民や事業者からの寄附による街路樹の更新	37
(2)	撤去	40
ア	狭幅員歩道の安全な通行を確保するための撤去	40
イ	標識等の施設に近接して植栽の基準に適合しない街路樹の撤去	41
ウ	樹木診断等による不健全木の撤去	42
エ	道路空間や街並みと調和のとれた街路樹とするための間伐	43

(3) せん定	45
ア 健全育成のためのせん定	45
イ シンボルとなる並木を形成するための質の高いせん定	46
ウ 道路空間に対し大きくなりすぎた樹木を再生するせん定（樹高抑制） ...	47
6 目標事業量及び事業費	48
<資料編>	49

第1章 はじめに

1 策定の背景

本市では、明治20年に笹島街道（現在の広小路通）にシダレヤナギを植栽したのを始めに、高度成長期の昭和40年代以降、都市の基盤整備とともに本格的に街路樹の植栽を進めてきました。現在、本市の街路樹（高木）は約9万本となり、これまでに植栽した樹木は40年以上を経過するものが増え、その一部は大木化や老木化、生育環境の悪化により、倒木や落枝等による事故が発生するなど市民生活への影響が顕在化してきました。

平成27年3月には全国的な街路樹の大木化・老木化等を背景に、国は「道路緑化技術基準」を改正し「樹木の更新」という項目を新たに追加しました。本市においても、緑の審議会への諮問・答申を経て、平成27年度に「街路樹再生指針（以下「指針」という。）」を策定し、量から質への方針転換を行い健全な街路樹へと再生を図る取り組みを始めることとなりました。平成28年度から令和2年度までの間、指針を推進する実行計画である「街路樹再生プログラム（案）」に基づき、街路樹の再生に試行的に取り組みました。引き続き令和3年度からは、次世代へ続く持続可能な街路樹づくりを目指した5年間の実行計画として「街路樹再生なごやプラン（以下「第1期プラン」という。）」を策定して、事業を推進してきました。

しかしながら、街路樹による事故は依然として多く、令和4年度には本市の都心部でケヤキによる倒木事故が発生しました。こうしたことから、街路樹再生の取り組みを今後も継続するとともに、日常的な巡視・点検・診断の強化を図るなど事故を未然に防ぐ取り組みがより一層必要となっています。

また、都市緑地法の一部改正を踏まえ、国は令和6年12月に、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」を策定しました。この方針で掲げられた緑化の推進目標に資するため、本市においても法令等に適合する範囲内で、可能な限り街路樹を植栽できるよう、市の道路空間緑化基準を改定しました。

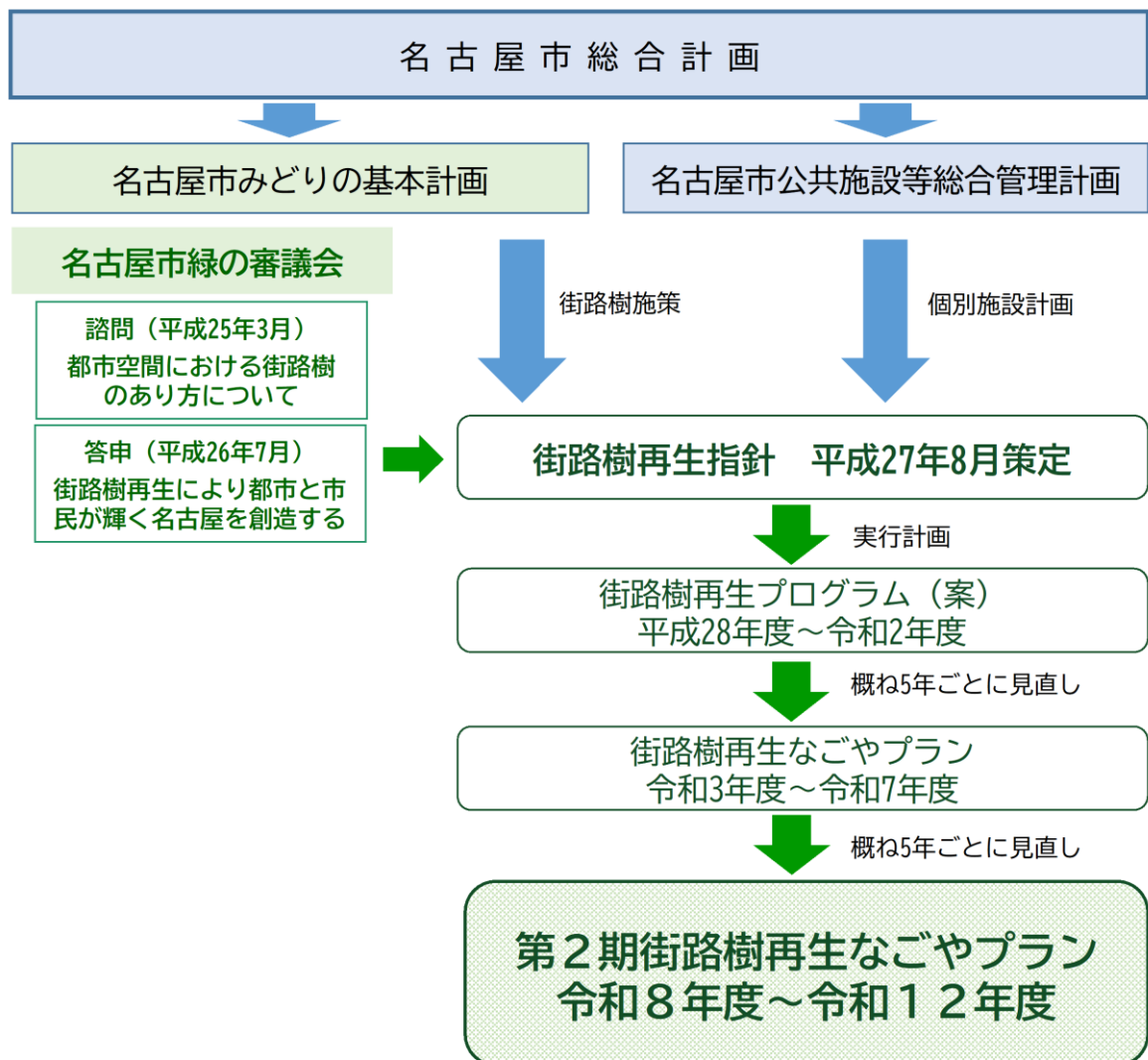
これまでの街路樹再生の効果を検証するとともに、市民の意見を踏まえて、進行する課題や新たな国の方針に対応して、より安全で市民に親しまれる街路樹づくりを目指す次の5年間の実行計画として「第2期街路樹再生なごやプラン（以下「第2期プラン」という。）」をここに策定します。

2 目的及び位置づけ

第2期プランは、指針に基づく街路樹再生の取り組みの実行計画として策定するものです。街路樹の路線ごとの現状評価を行い、具体的な取り組み内容を示すことで、事業の着実な進捗を図ることを目的としています。

指針及び第2期プランは、「名古屋市総合計画」の個別計画である「名古屋市みどりの基本計画」の街路樹施策として位置付けています。また、名古屋市アセットマネジメント基本方針に基づく「名古屋市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画としても取り組むものです。

■ 第2期プランの位置付け



3 計画期間

街路樹の再生の取り組みは平成27年8月に策定した街路樹再生指針に基づき実施しています。社会情勢の変化や市民意見等を踏まえ、おおむね5年ごとに実行計画を策定し、内容を見直しながら進めています。第2期プランの計画期間は令和8年度から12年度までの5年間です。

■ 街路樹再生の取り組みと計画期間

